

$$MR = \frac{E}{1.2G \cdot C_p} \quad (\text{実用式の場合})$$

ここに、MR：整合率

E：原動機出力 (PS)

G：発電機出力 (kVA)

C_p：原動機出力係数 C_p の値は、次のとおりとする。

62.5kVA 未満 1.125

62.5kVA 以上 300kVA 未満 1.060

300kVA 以上 1.000

④ 負荷出力合計 (K) 及び R_G・R_E の値について

K・R_G・R_E の値の算出の詳細については、消防庁予防課長通知 (新 100 号通知) 又は「消防庁予防課監修・自家発電設備の出力算出方法の実務」(社団法人 日本内燃力発電設備協会発行) 並びに平成 3 年 9 月 9 日付け第 189 号通知を参照すること。

⑤ パソコンによる出力算出について

自家発電設備の出力算出において、R_G・R_E の計算方法には実用式と詳細式の 2 とおりが示されている。詳細式による計算は精度が高く好ましいものであるが、非常に煩雑であり実用性に乏しいので、パソコンによる計算が推奨されている。

パソコンによる出力計算用のソフトには、「消防庁予防課監修・自家発電設備の出力算定プログラム」(社) 日本内燃力発電設備協会発行) がある。

⑥ 原動機出力の高度修正 (気圧の低い場所に対する配慮)

設置場所の高度が高い場合には、原動機の出力に不足を生ずることがあるので、300m を超えるものについては、原動機の出力の高度修正をする必要がある。

高度修正は、ディーゼルエンジン及びガスエンジンについては、温度及び湿度は標準大気条件と同じと仮定して、高度だけの修正を次式により行うものとし、ガスタービンについては、製造者による差が大きいため、標準化ができないことから製造者と打合せを行うこととする。

第 5.2.1 表 出力修正係数 (k)

高度 (m) \ k (修正係数)	A	B
300	1.03	1.02
400	1.04	1.03
500	1.05	1.04
600	1.07	1.05
700	1.08	1.06
800	1.10	1.07
900	1.12	1.08
1,000	1.13	1.09
1,100	1.15	1.10
1,200	1.16	1.11
1,300	1.18	1.12
1,400	1.19	1.13
1,500	1.21	1.14

備考 修正係数で、Aは無過給エンジン、Bはターボエンジンを示す。

保安規程

保 安 規 程

ふりがな				
設置者名				
設置場所				
最大電力	kW			
受電電力	契約電力 kW			
	内 訳	業務用電力 kW 高圧電力A kW 高圧電力B kW 農事用電力 kW 臨時電力 kW その他 kW	設備容量 kVA	受電電圧 V
非常用予備発電装置	発電機定格出力 kW 原動機の種類		発電機定格容量 kVA 台	発電機定格電圧 V
業種				
電力会社支店・支社・営業所名	東京電力株式会社	支店	支社 営業所	
作成年月日	平成	年	月 日	

保安規程

第1章 総則

(目的)

第1条 (以下「当事業場」という。)における電気工作物の工事, 維持及び運用の保安を確保するため電気事業法(以下「法」という。)第42条第1項の規定に基づいてこの規程を定める。

(保安に関する業務の委託範囲)

第2条 当事業場の電気工作物の工事, 維持及び運用に関する保安の監督にかかる業務(以下「保安に関する業務」という。)のうち, 財団法人 関東電気保安協会(以下「保安協会」という。)に委託する業務の範囲については, 保安協会との契約により定めるものとする。

(法令及び規程の遵守)

第3条 当事業場の電気工作物設置者(以下「設置者」という。)及び従事者は, 電気関係法令及びこの規程を遵守するものとする。

(細則の制定)

第4条 この規程を実施するため必要と認める場合には, 別に細則を制定するものとする。

(規程等の改正)

第5条 この規程の改正又は前条に定める細則の制定若しくは改正にあたっては, 保安協会の意見を求めるものとする。

第2章 保安に関する業務の運営管理体制

(保安に関する業務の管理)

第6条 当事業場の保安に関する業務は _____ が総括管理するものとする。

(連絡責任者等)

第7条 電気工作物の工事, 維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに, 保安に関する業務のため必要な事項を保安協会等に連絡する連絡責任者を定め, その氏名, 連絡方法等を保安協会に通知するものとする。

2 前項の連絡責任者に事故がある場合は, その業務を代行させるための代務者を定め, ただちにその氏名, 連絡方法等を保安協会に通知するものとする。

3 前各項に変更が生じた場合は, ただちに保安協会に通知するものとする。

4 連絡責任者又はその代務者を, 保安協会の行う保安管理業務に立会わせるものとする。

(設置者の義務)

第8条 電気工作物に関する保安上重要な事項の決定又は実施にあたっては, 保安協会の

意見を求めるものとする。

2 保安協会から指導、助言され又は保安協会と協議した保安に関する事項については、すみやかに必要な措置をとるものとする。

3 法令に基づいて通商産業大臣に提出する書類の内容が電気工作物の保安に関係ある場合には、その作成及び手続きについて保安協会の指導を受けるものとする。

4 通商産業大臣が電気関係法令に基づいて行う検査には、保安協会を立会わせるものとする。

(従事者の義務)

第9条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、保安協会がその保安のためにする指導を受けるものとする。

第3章 保安教育

(保安教育)

第10条 保安協会の意見を聞いて、電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、電気工作物の保安に関する必要な事項についての教育を行うものとする。

第11条 保安協会の意見を聞いて、電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、災害その他電気事故が発生した場合の措置について、必要に応じ演習訓練を行うものとする。

第4章 工事の計画及び実施

(工事計画)

第12条 電気工作物の設置又は変更(改造、修理、取替え及び廃止をいう。)の工事計画を立案するにあたっては、その保安に関し、保安協会の意見を求めるものとする。

(工事の実施)

第13条 電気工作物に関する工事の実施にあたっては、保安協会に工事中の点検を行わせ、完成した場合には保安協会に検査を行わせて、保安上支障のないことを確認するものとする。

2 電気工作物の工事を他の者に請け負わせる場合には、常に責任の所在を明らかにしておくものとする。

3 電気工作物の工事に関する巡視、点検、測定及び試験は、保安協会に委託する業務にかかるものについては保安協会との契約に定めるところにより、その他の業務にかかるものについては保安協会と協議したところにより設置者の責任において行うものとする。

4 保安協会が行う前項の点検、測定及び試験の業務に関する計画の策定及び実施について協力するものとする。

第5章 保守

(巡視,点検等)

第14条 電気工作物の維持及び運用に関する保安のための巡視,点検,測定及び試験は,保安協会に委託する業務にかかるものについては,別紙により,その他の業務にかかるものについては,保安協会と協議したところにより設置者の責任において行うものとする。

2 保安協会が行う前項の点検,測定及び試験の業務に関する計画の策定及び実施について協力するものとする。

第15条 巡視,点検,測定及び試験を実施した結果,通商産業省令で定める技術基準(以下「技術基準」という。)の規定に適合しないか,又は適合しないおそれがある事項が判明したときは,当該電気工作物を修理し,改造し,移設し又はその使用を一時停止し若しくは制限する等の措置を講じ,つねに技術基準に適合するよう維持するものとする。

(事故の応急措置等)

第16条 連絡責任者又は代務者は,電気工作物に関する事故その他の異常が発生し又は発生するおそれがある場合には,保安協会その他の関係先に迅速に報告又は連絡し,保安協会の指導,助言を受けて適切な応急措置をとるものとする。

2 事故その他の異常の発生原因の探求及び再発防止につきとるべき措置については,保安協会の指導,助言又は協力を求め,必要に応じて精密検査を受けるものとする。

第6章 運転又は操作

(運転又は操作等)

第17条 平常時及び事故その他の異常時における遮断器,開閉器等の操作順序及び運転方法については,保安協会の意見をきいてあらかじめ定めておくものとする。

2 前条第1項の報告又は連絡すべき事項及び経路は,受電室その他の見やすい場所に掲示しておくものとする。

3 受電用の断路器,遮断器等の操作にあたっては,必要に応じて東京電力株式会社と連絡して行うものとする。

第7章 災害対策

(防災体制)

第18条 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保するために,保安協会の意見をきいて適切な措置をとることができる体制を整備しておくものとする。

第19条 連絡責任者又は代務者は,非常災害発生時において迅速に保安協会に連絡し,そ

の指導，助言を受けるものとする。

2 連絡責任者又は代務者は，災害等の発生に伴い，危険と認められるときは，ただちに当該範囲の電源停止ができるものとする。

第8章 記録

(記録の保存)

第20条 電気工作物の工事，維持及び運用に関する次の記録は，3年間保存するものとする。

(1) 巡視，点検，測定及び試験の記録

(2) 電気事故に関する記録

2 主要電気機器の保修記録は，必要な期間保存するものとする。

第9章 責任の分界

(責任の分界)

第21条 東京電力株式会社の設置する電気工作物との保安上の責任分界点は，電力需給契約に基づく責任分界点とする。

(需要設備の構内)

第22条 需要設備の構内は，別図のとおりとする。

第10章 整備その他

(危険の表示)

第23条 受電室その他の高圧電気工作物が設置されている場所等であって，危険のおそれのあるところには，保安協会の意見をきいて注意を喚起する標示を設けるものとする。

(備品等の整備)

第24条 電気工作物の保安上必要とする備品，材料，消耗品等は，保安協会と協議の上整備し，これを適正に保管するものとする。

(設計図面類の整備)

第25条 電気工作物に関する設計図，仕様書，取扱い説明書，設備台帳等については，必要な期間整備保存するものとする。

(手続書類等の整備)

第26条 関係官庁，東京電力株式会社等に提出した書類及び図面その他の主要文書については，その写しを必要な期間保存するものとする。

附則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

別紙

保安管理業務の細目及び基準

1 電気工作物の維持及び運用に関するための「保安管理業務の細目及び基準」は次の各号によるものとします。

(1) 保安協会が行う点検、測定及び試験は、電気工作物の種類並びに点検、測定及び試験の種別にしたが、原則として別表第1のとおりとします。

ただし、別表第2に掲げる電気工作物については、点検、測定及び試験の一部又は全部を実施しませんので、これらの電気工作物について設置者は、保安協会の意見をきいて、必要な点検、測定及び試験を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うものとします。

この場合、設置者は保安協会に点検、測定及び試験の結果の記録を提示し、保安協会は、必要に応じて指導、助言するものとします。

(2) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合に、設置者又は東京電力株式会社の通知に基づいて保安協会が行う応急措置の指導は、電話により又は検査員が伺って行います。この場合において設置者は、保安協会が応急措置を行うための判断に役立てるため、電気事故の発生箇所、異常の状況等を適切に保安協会に連絡するものとします。

2 電気事業法第107条第2項に規定する立入検査の立会いについては、その都度設置者の通知に基づいて、保安協会はただちに検査員を立会わせるものとします。

3 電気工作物の工事中の点検は、電気工作物の設置又は変更の工事が工事計画、技術基準等に基づき適正に行われるよう電気工作物の工事期間中は毎週1回行うものとします。

別表第1

点検, 測定及び試験の基準

1-1 月次点検及び年次点検

(1) 需要設備

電 気 工 作 物		点 検 種 類	月次点検	年次点検	
				A	B
受 電 設 備 (第二受電設備以降を含む)	責任分界となる 区分開閉器, 引込線等 〔架空電線, 支持物, ケーブル〕	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○※1	○
		区 分 開 閉 器 動 作 試 験		○※1	○
		保 護 継 電 器 動 作 試 験		○※1	○
		保 護 継 電 器 動 作 特 性 試 験			○
	断 路 器	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○※1	○
	遮 断 器	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
		動 作 試 験		○	○
		内 部 点 検			○
		絶 縁 油 の 点 検 ・ 試 験			○
	電 力 ヒ ュ ー ズ	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
	計 器 用 変 成 器		○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
	変 圧 器	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
		内 部 点 検			○
		絶 縁 油 の 点 検 ・ 試 験			○
	電 力 用 コ ン デ ン サ	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
	避 雷 器	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
	母 線	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
	そ の 他 の 高 圧 機 器	外 観 点 検	○	○	○
絶 縁 抵 抗 測 定			○	○	
配 電 気 , 制 御 回 路	外 観 点 検	○	○	○	
	絶 縁 抵 抗 測 定		○	○	
	保 護 継 電 器 動 作 試 験		○	○	
	保 護 継 電 器 動 作 特 性 試 験			○	
	計 器 校 正 試 験			○	
	制 御 回 路 試 験		○	○	
受 電 設 備 の 建 物 ・ 室 , キ ュ ー ビ ク ル の 金 属 箱	外 観 点 検	○	○	○	
設 置 装 置	外 観 点 検	○	○	○	
	接 地 抵 抗 測 定		○※2	○	

電 気 工 作 物		点 検 種 類	月次点検	年次点検	
				A	B
配電設備	配電線路 〔架空電線, 支持物, ケーブル〕	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
	断路器, 遮断器, 開閉器, 変圧器, 計器用変成器, 電力用コンデンサ, その他高圧機器	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
非常用予備発電装置	接 地 装 置	内 部 点 検			○
		絶縁油の点検・試験			○
	原 動 機 付 属 装 置	外 観 点 検	○	○	○
		始 動 試 験	○	○	○
		機関保護継電器動作試験		○	○
	発 電 機, 励 磁 装 置, 接 地 装 置	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
		接 地 抵 抗 測 定		○※2	○
	遮断器, 開閉器, 配電盤, 制御装置等	外 観 点 検	○	○	○
		保 護 継 電 器 動 作 試 験		○	○
		保 護 継 電 器 動 作 特 性 試 験			○
		制 御 装 置 試 験		○	○
その他は受電設備に準ずる					
蓄電池装置	本 体	外 観 点 検	○	○	○
		液 量 点 検	○	○	○
		電 圧 ・ 比 重 測 定		○	○
		液 温 測 定		○	○
	充 電 装 置, 付 属 装 置, 接 地 装 置	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
電気使用場所の設備	電動機類, 電熱装置, 電気溶接機, 照明装置, 配線, 配線器具, その他の機器, 接 地 装 置	接 地 抵 抗 測 定		○※2	○
		漏 洩 電 流 測 定	○	○	○
		外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○

- (注) (1) 「外観点検」とは、主として目視により点検することをいいます。
- (2) ※1を付した項目は、停電範囲により実施できないことがあります。
- (3) ※2を付した項目は、過去の実績によりその一部又は全部を省略することがあります。
- (4) 「漏洩電流測定」とは、変圧器のB種設置工事の接地線において測定します。
- (5) 変圧器の二次側以降の低圧電路（電気使用場所の設備を含む。）と大地間との絶縁抵抗測定は、漏洩電流測定記録により代えることがあります。

1-2 臨時点検

(1) 次に掲げる電気工作物については、その都度異常状況の点検、絶縁診断測定を行い、必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行います。

ア 高圧器材が損壊し、受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合は、受電設備の全電気工作物

イ 受電用遮断器（電力ヒューズを含みます。）が遮断動作をした場合は、遮断動作の原因となった電気工作物

ウ その他の電気器材に異常が発生した場合は、その電気工作物

(2) 高圧受配電設備に事故発生のおそれがある場合は、その都度点検、測定及び試験を行います。

2 点検、測定及び試験の周期

点検の種別		周	期
月次点検		か月	回
年次点検	A	毎年	1回
	B	3年	1回
臨時点検		必要の都度	

(注) (1) 年次点検A及びBには、月次点検が含まれています。

(2) 年次点検Bには、年次点検Aが含まれています。

別表第2

一部又は全部を実施しない点検、測定及び試験

<p>1 漏電火災警報器、昇降設備等の取扱いに法令による特定の資格を要するもの又はオートメーション化された工作機械群等の取扱いに特殊の専門技術を要するものについては、主開閉器から各機器の電源側電路までの絶縁抵抗測定（実施可能なものに限る。）以外の点検、測定及び試験</p>
<p>2 移動して使用する電気機器及びこれに付属する電線については、常時電路に接続して使用されるもの及び点検時現場に置かれてあるもの以外のものの点検、測定及び試験</p>
<p>3 密閉防爆機器等の構造上点検ができない機器内部の点検</p>
<p>4 有毒ガス発生箇所、酸欠箇所等の点検に著しい危険を伴う箇所に設置されているものの点検、測定及び試験</p>

点検、測定及び試験方法

電気工作物	月次点検		年次点検			
	点検種類	点検項目及び内容	点検種類	点検項目及び内容		
責任分界となる区分開閉器、引込線等 電線 (ケーブル、支持物、支線、腕金、(腕木)カギ、区分開閉器、キャビネット等)	外観点検	1.架空電線 損傷、たるみ、他の工作物・植物との離隔 2.支持物等 損傷、汚損、脱落、腐朽、傾斜 3.ケーブル本体及び端末部 損傷、変形、汚損、腐食、他の工作物との離隔 4.接続箇所 変色 5.ケーブル保護管 損傷、腐食 6.吊架線 損傷、たるみ、外れ、支持点間隔 7.接地線 損傷、外れ、断線 8.区分開閉器、制御箱 損傷、腐食、操作紐の切れ 9.キャビネット等 損傷、変形、亀裂、汚損、結露、施錠状態 10.マンホール 損傷	外観点検	1.架空電線 損傷、たるみ、ゆるみ、他の工作物・植物との離隔 2.支持物等 損傷、汚損、脱落、腐朽、傾斜 3.ケーブル本体及び端末部 損傷、変形、汚損、腐食、他の工作物との離隔 4.接続箇所 過熱、変色、ゆるみ 5.ケーブル保護管 損傷、腐食 6.吊架線 損傷、たるみ、外れ、支持点間隔 7.地絡継電器 損傷、汚損 8.接地線 損傷、ゆるみ、外れ、断線 9.区分開閉器、制御箱 損傷、腐食、操作紐の切れ 10.キャビネット等 損傷、変形、亀裂、汚損、結露、施錠状態 11.埋設表示 12.マンホール 損傷、浸水		
					絶縁抵抗測定	絶縁抵抗測定 (5000Vメガ)
					区分開閉器動作試験	保護継電器との連動試験
					保護継電器動作試験	区分開閉器との連動試験
受電設備 (第二受電設備以降を含む)						

電気工作物		月次点検		年次点検	
		点検種類	点検項目及び内容	点検種類	点検項目及び内容
受電設備 (第二受電設備以降を含む)	断路器 (断路器 ビラディス コン等)	外観点検	1.本体 損傷 変形 汚損 2.接続箇所 変色 3.接地線 損傷 外れ 断線	保護継電器動作特性試験	継電器の動作特性を確認する試験
				外観点検	1.本体 損傷 変形 亀裂 過熱 変色 ゆるみ 汚損 摩耗 固定子と可動子の接触状態 クラッチの機能 2.接続箇所 過熱 変色 ゆるみ 3.接地線 損傷 ゆるみ 外れ 断線
				絶縁抵抗測定	絶縁抵抗測定 (5000V メカ)
	遮断器 開閉器 (高圧交流 負荷開閉器 遮断器 油入開閉器 プライマリー カットアウト 等)	外観点検	1.本体 損傷 変形 亀裂 過熱 異音 異臭 汚損 発錆 腐食 漏油 油量 (油量計がある場合)、開閉表示 (指示 点灯) 2.接続箇所 変色 3.接地線 損傷 外れ 断線	外観点検	1.本体 損傷 変形 亀裂 過熱 変色 異音 異臭 ゆるみ 汚損 発錆 腐食 漏油 固定 開閉表示 (指示 点灯)、操作機構の不良 操作紐の切れ 2.接続箇所 過熱 変色 ゆるみ 3.接地線 損傷 ゆるみ 外れ 断線 4.ヒューズの定格電流の確認
				絶縁抵抗測定	絶縁抵抗測定 (5000V メカ)
				動作試験	遮断器の動作試験 (保護継電器との連動)
				内部点検	損傷 変色 亀裂 変形 腐食 ゆるみ 外れ プッシングの損傷 固定子と可動子の接触状態 接触子の消耗量の適否 (VCBの場合)
				絶縁油の点検・試験	油量 変色 汚損 酸価 絶縁破壊電圧

電気工作物	月次点検		年次点検	
	点検種類	点検項目及び内容	点検種類	点検項目及び内容
受電設備 (第二受電設備以降を含む)	電力ヒューズ	外観点検	1.本体 損傷 亀裂 溶断表示の確認	1.本体 損傷 亀裂 過熱 ゆるみ ヒューズの定格電流の確認 溶断表示の確認
			絶縁抵抗測定	絶縁抵抗測定 (5000V メガ)
	計器用変成器 計器用変圧器 変流器 零相変流器等	外観点検	1.本体 損傷 亀裂 異音, 異臭 汚損	1.本体 損傷 亀裂 過熱 異音 異臭 ゆるみ 汚損 腐食 零相変流器セパレータの損傷・亀裂
			2.接続箇所 変色	2.接続箇所 過熱 変色 ゆるみ
			3.接地線 損傷 外れ 断線	3.ヒューズ 溶断
				4.接地線 損傷 ゆるみ 外れ 断線
			絶縁抵抗測定 (5000V メガ)	
変圧器	外観点検	1.本体 損傷 変形 亀裂 温度 過熱 異音, 異臭 汚損 腐食 漏油 振動 油量(油量計がある場合), シリカゲルの変色	1.本体 損傷 変形 亀裂 温度 過熱 異音, 異臭 汚損 腐食 漏油 振動 固定 シリカゲルの変色	
		2.接続箇所 変色	2.接続箇所 過熱 変色 ゆるみ	
		3.接地線 損傷 外れ 断線	3.接地線 損傷 ゆるみ 外れ 断線	
		4. PCB使用・保管の表示	4. PCB使用・保管の表示	
			絶縁抵抗測定 (5000V メガ)	
			絶縁油の点検・試験 油量 変色 汚損 酸価 絶縁破壊電圧	
			内部点検 接続部 リード線 タップ値の確認	

電気工作物	月次点検		年次点検	
	点検種類	点検項目及び内容	点検種類	点検項目及び内容
受電設備 (第二受電設備以降を含む)	電力用コンデンサ, 直列リアクトル, 放電コイル	外観点検 1.本体 損傷 変形 亀裂 過熱 異音 異臭 汚損 腐食 漏油 ふくらみ 2.接続箇所 変色 3.接地線 損傷 外れ 断線 4.PCB使用・保管の表示	外観点検	1.本体 損傷 変形 亀裂 過熱 異音 異臭 汚損 腐食 漏油 ふくらみ 固定 直列リアクトルの油量 2.接続箇所 過熱 変色 ゆるみ 3.接地線 損傷 ゆるみ 外れ 断線 4.PCB使用・保管の表示
			絶縁抵抗測定	絶縁抵抗測定 (5000V メガ)
	避雷器	外観点検 1.本体 損傷 亀裂 汚損 2.接続箇所 変色 3.接地線 損傷 外れ 断線	外観点検	1.本体 損傷 亀裂 ゆるみ 汚損 2.接続箇所 過熱 変色 ゆるみ 3.接地線 損傷 ゆるみ 外れ 断線
			絶縁抵抗測定	絶縁抵抗測定 (5000V メガ)
	母線 (バスダクト等)	外観点検 1.母線 クランプ等 たるみ 被覆損傷 2.支持がいし等 損傷 脱落 汚損等	外観点検	1.母線 クランプ等 損傷 過熱 たるみ ゆるみ 腐食 被覆損傷 2.支持がいし等 損傷 亀裂 脱落 汚損 3.ダクト等 (接地線) 損傷 ゆるみ 外れ 断線 4.ダクト等 (内部) 損傷 過熱 変色 腐食 接続状態
			絶縁抵抗測定	絶縁抵抗測定 (5000V メガ)

電気工作物	月次点検		年次点検	
	点検種類	点検項目及び内容	点検種類	点検項目及び内容
受電設備 (第二受電設備以降を含む)	その他の高圧機器	外観点検 1. 本体 損傷 変形 変色 過熱 異音 異臭 汚損 発錆 腐食 漏油 2. 接続箇所 変色 3. 接地線 損傷 外れ 断線	外観点検 1. 本体 損傷 変形 亀裂 変色 異音 異臭 ゆるみ 汚損 発錆 腐食 漏油 2. 接続箇所 過熱 変色 ゆるみ 3. 接地線 損傷 ゆるみ 外れ 断線	絶縁抵抗測定 絶縁抵抗測定 (5000V メガ)
	配電盤 制御回路 (電圧計, 電流計, パイロット ランプ, 漏電遮断器 刃形開閉器 ヒューズ 地絡継電器 過電流 継電器等)	外観点検 1. 指示計器 指示状態 損傷 汚損 2. 表示灯 損傷 汚損 不点灯 3. 開閉器等 損傷 過熱 変色 汚損 腐食 接続方法の適否 4. 接地線 損傷 外れ 断線 5. 保護継電器 損傷 汚損 整定値及び動作表示の確認 6. 配電盤等 点検用スペースの適否	外観点検 1. 指示計器 指示状態 損傷 汚損 2. 表示灯 損傷 汚損 不点灯 3. 開閉器等 損傷 過熱 変色 ゆるみ 外れ 汚損 腐食 接続方法の適否 4. 裏面配線 損傷 過熱 変色 断線 汚損 端子のゆるみ 5. 接地線 損傷 ゆるみ 外れ 断線 6. 保護継電器 損傷 汚損 整定値及び動作表示の確認 7. 配電盤等 点検用スペースの適否	絶縁抵抗測定 絶縁抵抗測定 (500V, 250V, 又は125V メガ)

電気工作物		月次点検		年次点検	
		点検種類	点検項目及び内容	点検種類	点検項目及び内容
受電設備 (第二受電設備以降を含む)	受電設備の建物・室 キュービクルの金属箱	外観点検	1.建物 金属箱等 損傷 変形 汚損 発錆 腐食 喫気 照度不足 雨漏り、雨雪侵入 小動物等 侵入の有無 鍵の状態 塗装剥離 周囲の整理・整頓状態 2.保護柵 損傷 腐朽 3.接地線 損傷 外れ 断線 4.予備品 (ヒューズ等) の有無 5.消火設備等の状態 6.標識の有無・はがれ	外観点検	1.建物 金属箱等 損傷 変形 汚損 発錆 腐食 喫気 照度不足 雨漏り、雨雪侵入 小動物等 侵入の有無 鍵の状態 塗装剥離 周囲の整理・整頓状態 2.保護柵 損傷 腐朽 3.接地線 損傷 ゆるみ 外れ 断線 4.予備品 (ヒューズ等) の有無 5.消火設備等の状態 6.標識の有無・はがれ
	接地装置	外観点検	1.端子 損傷 腐食 2.接地線 損傷 外れ 断線	外観点検	1.端子 損傷 ゆるみ 腐食 2.接地線 損傷 ゆるみ 外れ 断線
配電設備	構内配電線路 (電線、ケーブル、支持物、支線、腕金(腕木)、かじし等)	外観点検	1.架空電線 損傷 たるみ 他の工作物・植物との離隔 2.支持物等 損傷 汚損 脱落 腐朽 傾斜 3.ケーブル本体及び端末部 損傷 変形 汚損 腐食 他の工作物との離隔 4.ケーブル保護管 損傷 腐食 5.吊架線 損傷 たるみ 外れ 支持点間隔 6.接地線 損傷 外れ 断線 7.マンホール 損傷	接地抵抗測定	
				外観点検	1.架空電線 損傷 たるみ ゆるみ 他の工作物・植物との離隔 2.支持物等 損傷 汚損 脱落 腐朽 傾斜 3.ケーブル本体及び端末部 損傷 変形 汚損 腐食 他の工作物との離隔 4.ケーブル保護管 損傷 腐食 5.吊架線 損傷 たるみ 外れ 支持点間隔 6.接地線 損傷 ゆるみ 外れ 断線 7.埋設表示 8.マンホール 損傷 浸水